

経営革新チャレンジ 支援事業補助金

様々な経営環境の変化や多様化に対応するための、新事業活動の実践を支援します。



新たな
一歩を
応援
します!

コロナ禍で売上が落ちたので、新たな顧客を獲得したい!

新しい商品を開発できないか?

自社の強みを活かして、新たに始められるサービスはないか?

ネット通販やテイクアウトなど新しい販売方法を導入できないか?

新たな機械設備を導入して生産性の向上を図りたい!

Step
1

草加商工会議所に
事前相談する

Step
2

中小企業等経営強化法に
基づく経営革新計画を策
定し、都道府県知事の承認
を受ける
(※裏面をご覧ください)

Step
3

事業継続計画宣言を
行い、経営革新チャレ
ンジ支援事業補助金
の交付を申請する

次に掲げる要件のすべてに該当する者

対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業等
- (2) 草加商工会議所のアドバイスを受けて中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画(注)を作成し、令和4年4月1日以降に都道府県知事の承認を受けた計画を実施する者
- (3) 事業継続宣言に取り組む中小企業等
- (4) 市税等(市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税)の滞納がない者

注: 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の作成については、埼玉県HPに掲載の「経営革新計画承認申請の手引き(埼玉県産業労働部産業支援課作成)」<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/shigoto/sangyo/kigyo/kigyoshien/keekakushin/index.html> (二次元コード)を参照のこと。裏面もご覧ください。



補助額

1事業者あたり20万円
【販売計画作成等の要件を満たすと、+30万円】

事業継続宣言と併せて、販売計画を作成し、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化に取り組む中小企業等に対しては、補助金の上限を50万円に引き上げます。

必要書類

交付申請書兼請求書(第1号様式)
+
添付書類

- (1) 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認書及びビジネスプランの写し
- (2) 経営革新チャレンジ支援事業補助金 事業継続計画宣言書(第2号様式)
- (3) 直近年度分の市税等納税証明書(市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税)
- (4) 経営革新チャレンジ支援事業補助金 販売計画書(第3号様式) ※補助額50万円を希望する方のみ
- (5) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (6) その他必要と思われる書類

受付期間

令和4年4月1日～令和5年2月28日

申請前に草加商工会議所に事前相談(令和5年1月31日まで)をお願いします

※実施要領や申請書類は <http://www.sokacity.or.jp/> (二次元コード)よりダウンロードしてください。



経営革新って、 何をするの？

経営革新とは、「事業者が新事業活動*を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義されています（中小企業等経営強化法）。

※「新事業活動」とは、6つに類型された「新たな取組」のことです。



新事業活動の6類型

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新しいサービスの開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ サービスの新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥ その他の新たな事業活動

新事業活動の内容をまとめた「**経営革新計画**」を作成することにより、「新たな取組」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。計画の承認は、中小企業等経営強化法に基づき、各都道府県知事が行います。

承認を受ける
メリットは？



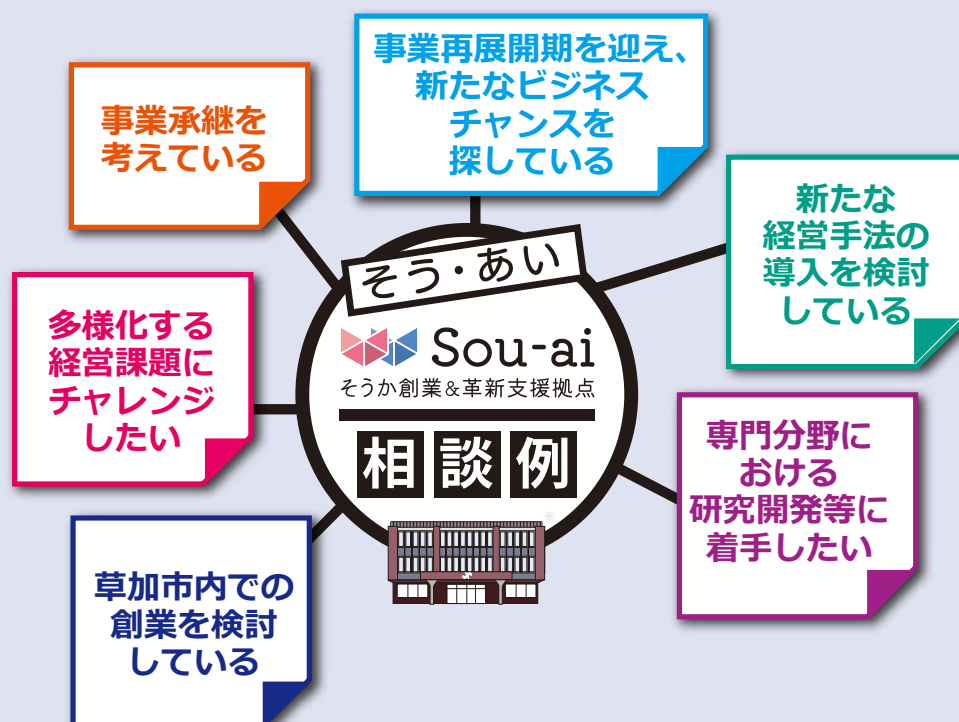
新しい取り組みをスタートするきっかけになる

3~8年先の中期的計画を作成することで、漠然と思っていたことが具体化され、経営目標が明確になります。また、マーケットや現状の分析により、自社の課題を見つめなおすことができます。

社員のモチベーションUP、後継者育成に繋がる

経営者・後継者が計画を紙面に落とし込むことで、計画が「見える化」され、経営方針が社員に浸透し、モチベーションアップにつながります。また、経営目標の共有により、目標達成に努力する組織体制が実現できます。

ご相談はこちらまで



問合せ先

草加商工会議所 中小企業相談所
TEL.048-928-8111【担当：西舘にしだて】

月~金（祝祭日除く）
9:00~17:00（予約制）